

令和 8 年 5 月 7 日

横浜市会議長  
渋谷 健 殿

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画  
近隣住民代表

横浜市磯子区洋光台 3-〇-〇  
〇〇 〇〇

紹介議員 〇〇 〇〇

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画に於ける  
横浜市長名の意見書記載の「住民に対し丁寧に説明を行う」  
に則した対応を建築主に指導する旨の請願書 (その 8)**

**「要 旨」**

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」の規定に基づき、令和 7 年 12 月 24 日付けで、横浜市長が建築主 FJ ネクストに交付した意見書に記載した「工事着手に当たっては、近隣住民、周辺住民、その他関係者へ丁寧に説明を行うなど、紛争が生じないように努めてください。」の趣旨を踏まえ、横浜市の担当部署が、建築主 FJ ネクストらに対し適切な指導を行うことを請願する。

**「要旨の理由」**

令和 7 年 12 月 12 日の請願書(その6)の審査の際に、紹介議員の〇〇議員を始め、他の複数の委員からの横浜市が住民との良好な関係を築くようにとの要請に対し、清田局長から「住民と良好なコミュニケーションが図られるように、建築局として引き続き指導して行く。」旨の力強い答弁がなされた。本件請願は、その答弁に則した指導を、担当部署が行うように要請するものである。

また、上記請願書審査及び意見書交付以降に、令和 8 年 2 月末から解体工事が施工され、終了後の令和 8 年 5 月中旬から除染工事の着手が計画されている。

意見書交付以後の「丁寧に説明」の実態は、解体工事を行う成美興業においては、建築主 FJ ネクストから説明会の開催は行うなどの指示を受けた中で、解体工事業者としての矜持から、説明会との形を敢えて取らずに住民交流会に参加し、その際に説明を行ったものである。しかしながら、その説明の際に、数多くの質問が寄せられたが、それらの質問に対する丁寧に説明(回答)は拒絶した。その結果、住民の理解及び不安が解消されないまま、解体工事は強行され、現在終了しようとしている。

今後、除染工事を行うアールズ環境ソリューションズに関しては、令和 8 年 4 月 18 日にFJネクストの代理人弁護士・仁平総合法律事務所経由で近隣住民らに送付された「土壌汚染撤去工事計画書」が、余りにも専門的・技術的資料のため住民らは、先ずは説明会の開催を要請(4/20:添付 1)したが、説明会の開催には応じなかった。

住民が、説明会の開催を行わない場合を想定し、説明会の開催要請と併せて 13 項目の質問書(4/20:添付 1)を提示したが、それらに対する回答も回答期限(5/1)を過ぎても未だ届かず、住民は、今もって理解不能であり、不安が募る一方である。

については、除染工事中に住民及び通学路を利用する児童らが安心して日常生活が送れるよう、令和 7 年 12 月 12 日の請願書審査の際に、清田局長が「今回は、土壌汚染に関し、撤去される状況につき、確認を現場でしておきたい。」との答弁に鑑みて、住民は横浜市の担当部署の現場確認の時期を尋ねた(4/10)。その回答は、「事業者と調整中である。」(4/16、4/24)を繰り返すばかりで何も進展しない。是非とも、除染工事の初期の段階において、横浜市の担当部署の職員が現場確認・実態把握を行い、質問書の内容を含む除染作業の状況を見極めたうえで、住民らに情報提供し、安心させることを強く要請する(住民には、それ以外の選択肢が残されていない状況)。

なお、建築主 FJ ネクストが横浜市長名の意見書の内容に従わないことにつき、意見書を作成・交付した建築局情報相談課へ照会(4/10)したところ「中高層条例の意見書は、建築主に配慮を求める事項を伝えるものです。強制力はありませんが、事業者には住民に対し丁寧に対応するよう伝えております。」とのにべもない回答(4/16)があった。そこで、FJ ネクストに指導した具体的な内容・日時を尋ねたところ、「機会を捉えて適宜伝えていきます。」と抽象的回答(4/24)が返ってくるだけで、果たして指導を行ったか否かさえ疑念を抱かざるを得ない曖昧な回答であった。

担当部署が、上記の様な気概のない(曖昧な)回答をするようでは、意見書の記載内容を形骸化させるとともに、前記・記載の請願書審査の際の「住民と良好なコミュニケーションが図られるように、建築局として引き続き指導して行く。」との清田局長の答弁と余りにも乖離した対応を横浜市が放置・容認していることに他ならない。換言すれば、横浜市は建築主 FJ ネクストから愚弄されていることになり、清田局長自ら担当部署に対し建築主 FJ ネクストへの更なる指導を促すことを強く要請する。

工事に協力する市民が、率直に当該工事に関して疑問を抱いたのであれば、真摯に対応をするのが建築主 FJ ネクスト及び工事を請負った施工会社の社会的責務である。条例以前の問題として、当たり前のことを当たり前に行わせることを、清田局長が先頭に立って建築主 FJ ネクストらに指導し、横浜市として市民の不安を払しょくし、同時に市民の安全(命)を守ることを重ねて要請する。

以上